

第5章

子ども・子育て支援施策の  
展開

## 第5章 子ども・子育て支援施策の展開

第3章で、基本理念・基本目標・施策体系を定め、続く第4章では教育・保育の今後の量の見込みを推計し、その確保に向けた考え方と方策を示しました。

本章では、基本理念である「安心して子どもを産み育てられるまち」の達成をめざし、5年間の計画期間で展開していく、本市の子ども・子育て支援についての具体的な取組を示します。

### 1 施策の体系

#### 基本理念 安心して子どもを産み育てられるまち

基本目標	施策	取組	★：重点的取組 ◎：母子保健計画	通し 番号
1. 子どもが心身ともに健やかに成長することができる 【子どもの視点】	① 全ての子どもがともに育ちあう場の充実	1) 公立保育園運営事業		1
		2) 私立保育園運営委託事業		2
		3) 地域保育園運営委託事業		3
		4) 認定こども園運営事業		4
		5) 障がい児保育事業		5
		6) 保育園等施設整備事業		6
		7) 特別支援教育の充実		7
		8) 学校整備事業		8
		9) 教育・保育マンパワー育成事業		9
	② 保幼と小中の連携強化	1) 小中一貫教育推進事業		10
		2) コミュニティ・スクール推進事業		11
		3) “保幼小”連携促進事業		12
		4) 認定こども園移行の取組の支援		13
	③ 子どもの居場所づくり	1) 放課後児童健全育成事業		14
		2) 保育所の学童保育の充実		15
		3) 子どもの「遊び場」の充実 ★		16
	④ 子どもの学びや体験の機会の充実	1) 学力向上事業		17
		2) スポーツの振興		18
		3) 多様な体験と交流機会の充実 ★		19
	⑤ 妊娠中からの親と子の健康づくりの推進	1) 妊娠期の支援 ◎		20
		2) 出生から乳幼児の支援 ◎		21
		3) 歯科保健事業 ◎		22
		4) 予防接種事業 ◎		23
		5) 子育て世代包括支援センター ◎★		24
		6) 食育の推進 ◎		25
		7) 性教育講演会 ◎		26
		8) 子ども医療費助成事業		27
	⑥ 発達が気にな	1) 発達支援センター事業		28

	る子どもへの支援の充実	2) 教育相談センター事業	29
2. 家庭の子育て力が高まり、安心して子育てができる 【子育て家庭の視点】	①子育てを楽しく感じられる機会の確保	1) 地域子育て支援センター事業 ★	30
		2) 子育てについての学習機会等の提供 ★	31
		3) ブックスタート事業	32
		4) 妊娠期からの育児支援 ◎	33
		5) 子育て情報提供の充実 ★	34
	②子育て相談の充実、機能向上	1) 子ども家庭総合支援拠点（家庭相談事業）★	35
		2) 子育て世代包括支援センター ◎★ ※再掲	—
		3) 地域子育て支援センター事業★※再掲	—
		4) 発達支援センター事業 ※再掲	—
		5) 教育相談センター事業 ※再掲	—
	③特別な配慮を要する子どもや家庭への支援の充実	1) ひとり親家庭等への支援	36
		2) 障がいを持つ子への総合支援	37
		3) 子どもの虐待予防・対策の強化	38
		4) 子どもの貧困対策	39
	④多様化するニーズに対応できる保育サービスの充実	1) 特別保育事業	40
		2) 病児・病後児保育事業	41
		3) 広域入所保育事業	42
		4) ファミリー・サポート・センター事業	43
	⑤生活基盤の安定のための経済的支援の推進	1) 児童手当	44
		2) 児童扶養手当	45
3) 幼児教育・保育の無償化		46	
4) 子ども医療費助成事業 ※再掲		—	
3. 地域の特色と活力を生かし、子どもと家庭を支える 【地域の視点】	①地域の子育て応援体制づくり	1) 子育てサークルの活動支援	47
		2) 十日町市青少年育成市民会議	48
		3) 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動	49
		4) 防犯活動の推進	50
		5) ファミリー・サポート・センター事業 ※再掲	—
		6) コミュニティ・スクール推進事業 ※再掲	—
	②社会全体で子育てを支える気運の醸成	1) ワーク・ライフ・バランスのとれたまちづくり	51
		2) 地域子育て応援カード（MEG03カード）事業	52
		3) 子どもと子育てに関する意識啓発	53
	③子どもの安全の確保	1) 通学路等の整備	54
		2) 防犯活動の推進 ※再掲	—

## 2 重点的な取組 ～ 計画で中核として位置づけるもの ～

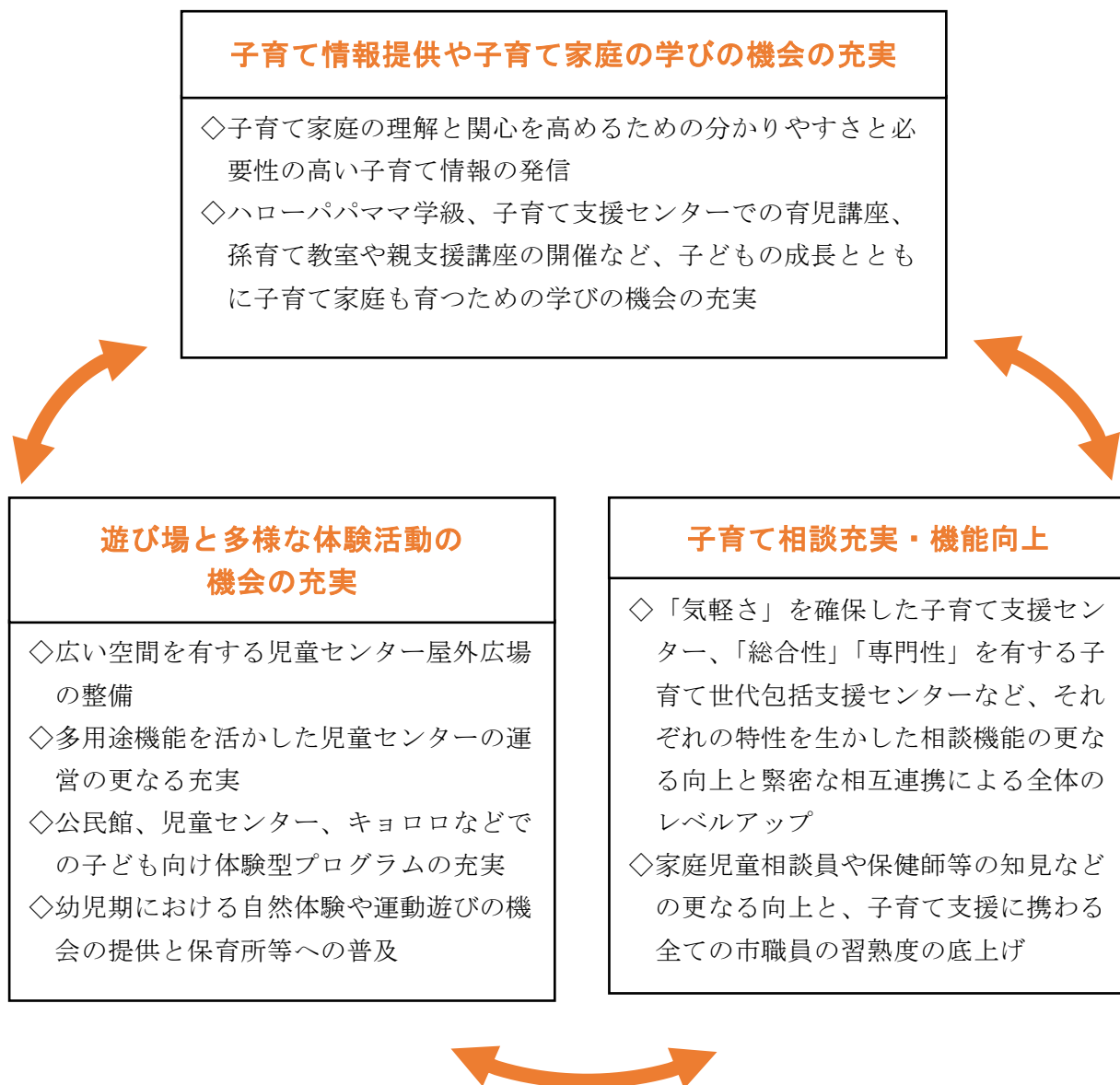
計画の基本理念「安心して子どもを産み育てられるまち」の実現に向けた取組を計画的に推進していくため、子育てを取り巻く社会環境の変化やニーズ調査結果における子育て家庭のニーズ等を勘案し、この5年間においては、次の3点について、重点的に取り組めます。

一つ目は、子育て家庭が子育てに喜びと生きがいを感じられるよう、子どもの成長に応じて子育て家庭が必要とする情報の提供や学びの機会を充実させようとするものです。

二つ目は、子どもの豊かな感性、好奇心、探求心、思考力、生きる力や社会性を育てるよう、遊びや様々な体験・交流活動の機会を充実させようとするものです。

三つ目は、子育て家庭の気持ちを受け止め、寄り添いながら、子育てに対する不安や孤立感を和らげられるよう、相談機能を充実させようとするものです。

これらの3つは、相互に関連があって相乗作用させていくべきものととらえます。



### 3 事業の展開

◎印のある取組は母子保健計画に関わる事業である。

#### 基本目標1 子どもが心身ともに健やかに成長することができる【子どもの視点】

##### 基本目標1－施策① 全ての子どもがともに育ちあう場の充実

取組		取組概要		
1	公立保育園運営事業	平成31年4月現在、計6園（令和2年4月からは計4園）で、保育の必要な乳幼児を預かるため施設を運営する。（31.4月：園児数339人） 近年、0・1歳児の入所が増加傾向にあり、保護者の就労環境の変化をとらえつつ、今後も受入れ体制の充実を図る。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	子育て支援課
2	私立保育園運営委託事業	平成31年4月現在、計4園（令和2年4月からは計3園）で、保育の必要な乳幼児を預かるために、運営を委託する。（31.4月：園児数260人） 今後も各保育所の特徴を生かし、市との連携の中で、乳幼児の受け皿づくりや保育環境の充実に取り組む。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、私立保育所	推進	子育て支援課
3	地域保育園運営委託事業	平成31年4月現在、計2園で、地域に密着した保育を実施する。（31.4月：園児数28人） 今後も地域性を生かしながら、市と連携しつつ、保育環境の充実を図る。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、地域保育所、小規模保育所	推進	子育て支援課
4	認定こども園運営事業	平成31年4月現在、計11園（令和2年4月からは計13園）で、教育と保育を一体的に行う施設を運営する。（31.4月：園児数933人） 今後も各認定こども園の特徴を生かし、市との連携の中で、乳幼児の受け皿づくりや教育・保育環境の充実に取り組む。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、認定こども園	推進	子育て支援課
5	障がい児保育事業	障がいを持つ幼児や発達が気になる幼児に対して、心身の発達と自立などを促進できるよう必要な保育を実施する。 公立保育所での実施のほか、私立保育所・認定こども園等における取組に対し、市は必要な支援を引き続き実施する。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、保育所・認定こども園等	推進	子育て支援課 発達支援センター

6	保育園等施設整備事業	<p>公立保育所・私立保育所・認定こども園等において、耐震化や改修、必要な施設整備を行い、または支援する。</p> <p>公立保育所においては整備が必要な施設の改修等を計画的に行い、私立保育所・認定こども園等においては関係者と協議・調整のうえでその整備を支援する。</p>						
		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>行動目標</th> <th>担当部署等</th> </tr> <tr> <td>市、保育所・認定こども園等</td> <td>推進</td> <td>子育て支援課</td> </tr> </table>	実施主体	行動目標	担当部署等	市、保育所・認定こども園等	推進	子育て支援課
		実施主体	行動目標	担当部署等				
市、保育所・認定こども園等	推進	子育て支援課						
7	特別支援教育の充実	<p>市立特別支援学校を設置・運営する。必要により小中学校への支援学級の新設や増設、一人学級継続等を県に要望していく。</p> <p>今後も、学校・学級の適切な運営のため、教員研修等の実施により就学支援の充実を図る。</p> <p>また、支援を要する児童生徒が夢と希望をもって成長できる環境づくりに努める。</p>						
		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>行動目標</th> <th>担当部署等</th> </tr> <tr> <td>市、小中学校、特別支援学校</td> <td>推進</td> <td>学校教育課</td> </tr> </table>	実施主体	行動目標	担当部署等	市、小中学校、特別支援学校	推進	学校教育課
		実施主体	行動目標	担当部署等				
市、小中学校、特別支援学校	推進	学校教育課						
8	学校整備事業	<p>市の年次計画等に沿いながら、市内小中学校の老朽化施設の長寿命化改修や大規模改修など必要な施設整備を実施する。</p> <p>今後も児童生徒の安全で快適な学校生活の場を提供するため、計画的に整備を推進する。</p>						
		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>行動目標</th> <th>担当部署等</th> </tr> <tr> <td>市</td> <td>推進</td> <td>教育総務課</td> </tr> </table>	実施主体	行動目標	担当部署等	市	推進	教育総務課
		実施主体	行動目標	担当部署等				
市	推進	教育総務課						
9	教育・保育マンパワー育成事業	<p>保育士、幼稚園教諭等、保育に係わる全ての職員のスキルアップに向けて、目標設定と計画管理の中で、研修を実施する。</p>						
		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>行動目標</th> <th>担当部署等</th> </tr> <tr> <td>市</td> <td>推進</td> <td>子育て支援課 発達支援センター</td> </tr> </table>	実施主体	行動目標	担当部署等	市	推進	子育て支援課 発達支援センター
		実施主体	行動目標	担当部署等				
市	推進	子育て支援課 発達支援センター						

### 基本目標 1－施策② 保幼と小中の連携強化

	取組	取組概要						
10	小中一貫教育推進事業	<p>中学校区ごとに小中一貫教育を行い、学力の向上と、小学校から中学校生活へのスムーズな移行を行う。義務教育9年間の児童生徒の育成を目指し、コミュニティ・スクールとの連携を図る。また、かけはし推進委員会等を設置し、保・幼、小・中学校間の研修や連携、各種会議などを実施する。</p>						
		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>行動目標</th> <th>担当部署等</th> </tr> <tr> <td>市、保育所・認定こども園、小中学校</td> <td>推進</td> <td>学校教育課 子育て支援課</td> </tr> </table>	実施主体	行動目標	担当部署等	市、保育所・認定こども園、小中学校	推進	学校教育課 子育て支援課
		実施主体	行動目標	担当部署等				
市、保育所・認定こども園、小中学校	推進	学校教育課 子育て支援課						

11	コミュニティ・スクール推進事業	学校・家庭・地域が一体となり、社会総がかりで子どもを育てることを目的にコミュニティ・スクールを設置し、学校の支援体制を構築するとともに小中一貫教育の推進を図る。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、保育所・認定こども園、小中学校	推進	学校教育課 子育て支援課
12	“保幼小”連携促進事業	保育の質向上と小1プロブレム（問題・課題）の課題解決に向け、保幼小の連携促進を図る。保育所、認定こども園、小学校の職員間の情報交換の機会や相互の施設見学、参観等を実施し、生活規範の準共通化、年長ー小1のカリキュラムの関連化などを促進する。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、保育所・認定こども園、小中学校	推進	学校教育課 子育て支援課
13	認定こども園移行の取組の支援	認定こども園への移行を検討する関係者に対し、市は今後サポートを行うほか、基準を満たすための施設整備に対し、必要な支援を行う。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、私立保育所	推進	子育て支援課

### 基本目標1－施策③ 子どもの居場所づくり

	取組	取組概要		
14	放課後児童健全育成事業	共働き家庭等への子育て支援として、「放課後児童クラブ」を設置し運営する。利用児童の見込み量に応じ、小学校の余裕教室等を利用するなど、児童にとって快適な空間を確保整備する。 今後も研修等を通じて支援員のスキルアップを図り、クラブの運営の充実とともに、子どもの自主性、社会性を育てていく。 また、民間事業者への補助事業を引き続き実施する。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、民間事業者	推進	子育て支援課
15	保育所の学童保育の充実	地域のニーズなどに応じ、公立保育所・認定こども園等で、主に小学校低学年児を放課後時間に預かる。 「放課後児童クラブ」との役割分担の中で、今後も学童保育を適切に行う。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、保育所・認定こども園等	推進	子育て支援課

16	子どもの「遊び場」の拡充 ★重点的取組	令和元年8月にオープンした児童センター屋内施設に続き、令和2年7月竣工を目指して児童センター屋外施設の整備を進める。両施設を一体的に管理することにより、新たな「遊び場」としての役割を果たしていく。 ただ「遊べる」ということでなく、子育ての情報発信拠点や相談の受け皿としての役割とともに、今後の地域子育ての充実に向けて、子ども同士や親同士など、交流の拠点となるよう取組を進める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	拡充	子育て支援課

### 基本目標1－施策④ 子どもの学びや体験の機会の充実

	取組	取組概要		
17	学力向上事業	全国学力・学習状況調査やNRT調査を実施して分析を行い、課題を明らかにしたうえで方策を定め、保護者と連携しながらきめ細かな指導を実施する。 引き続き、適時適切な指導に取り組む。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、小中学校	推進	学校教育課
18	スポーツの振興	子どもの心身の健やかな成長に向けて、関係団体やスポーツ少年団と連携するほか、地域スポーツクラブの活動を支援する。 子どもたちがスポーツに接する機会の創出に取り組む。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、スポーツ関係団体など	推進	スポーツ振興課
19	多様な体験と交流機会の充実 ★重点的取組	各公民館では、小学生を対象に自然環境や地域資源を活用したさまざまな体験型プログラムを実施する。体験活動を通じ、学校や学年の枠を超えて活動することにより、豊かな人間性を養う。また、生涯学習人材バンクなどを活用した放課後の子どもたちの居場所づくりを検討する。 児童センターや子育て支援センター等で、定期的にイベントを開催し、親子や児童の体験活動、保護者同士の交流を促す。 幼児期の子どもたちが自然体験活動や運動遊びに取り組むためのプログラム作りを進め、民間団体と連携しながら実践する。また、子どもたちの活動を支援するサポーターや保育士等の研修体制の充実を図るほか、保育所等への趣旨普及などに取り組む。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	生涯学習課 子育て支援課 キョロロ



## 基本目標 1－施策⑤ 妊娠中からの親と子の健康づくりの推進

取 組		取組概要		
20	妊娠期の支援 ◎母子保健計画	安心して妊娠・出産ができるように、特定不妊治療費助成、母子健康手帳の交付、妊婦歯科健康診査、妊婦健康診査、必要時に妊婦訪問指導を実施する。引き続き、対象者の健康保持や不安・負担等を軽減するよう、適切なフォローアップに努める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	健康づくり推進課
21	出生から乳幼児の支援 ◎母子保健計画	乳幼児の健やかな発育・発達支援に向けて、新生児訪問指導、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査等を実施する。産婦への支援として、産婦健診、産婦訪問、産後ケア事業等、体調の回復支援や相談支援を実施する。専門医による健診体制の強化を図るとともに、今後も、母子の支援体制を充実させていく。 また、医療的ケアなど継続的な相談支援を必要とする親子を早期に把握し、必要な制度や機関につなげる等の支援を行う。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	健康づくり推進課
22	歯科保健事業 ◎母子保健計画	歯科健診およびブラッシング指導（乳幼児・保育所・妊婦）、ブラッシング教室（中学生）、フッ化物歯面塗布（1歳6か月児）、フッ化物洗口（保育所、小学校、中学校）の実施により、歯科衛生の必要性の普及に取り組む。また、歯科保健指導体制の充実を図り、むし歯保有率の低下とむし歯のない子どもの増加に努める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	健康づくり推進課
23	予防接種事業 ◎母子保健計画	予防接種法に基づく定期予防接種を個別接種により、乳幼児及び小・中学生を対象に実施する。 未接種者に対し、乳幼児健康診査時の接種歴確認や個別通知・訪問等により引き続き接種勧奨に努める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	健康づくり推進課
24	子育て世代包括支援センター ◎母子保健計画 ★重点的取組	妊娠期から子育て期にわたる総合相談や切れ目のない支援を実施する。相談窓口の周知を図り、妊産婦及び乳幼児期の多様な相談に応じることができる体制の充実に努める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	健康づくり推進課

25	食育の推進 ◎母子保健計画	妊娠期から子育て期にわたる食育指導を実施し、減塩など生活習慣病予防などに取り組む。ハローパパママ学級や乳幼児健康診査時に食生活に関する相談や指導を実施するほか、実践による食生活改善のために、保育所、学校、公民館等の関係機関と連携した食を通じた健康づくりを充実する。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	健康づくり推進課
26	性教育講演会 ◎母子保健計画	高校生を対象とした性教育講演会(性教育や性感染症予防など)を開催し、10歳代の望まない妊娠の予防や思春期の健康づくりの普及啓発の充実に努める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	健康づくり推進課
27	子ども医療費助成事業	疾病の早期発見と早期治療、子どもの健全育成を目的として、18歳までの子どもの医療費について費用を助成する。また、未就学児に対する通院費の全額助成(無償化)など、更なる拡充を図る。引き続き、事業の普及に努めながら、適切に事業を推進する。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	子育て支援課

### 基本目標1ー施策⑥ 発達が気になる子どもへの支援の充実

	取組	取組概要		
28	発達支援センター事業	乳幼児健診や保育所等との連携により、支援を要する乳幼児の早期発見に努め、適切な支援を行う。 乳幼児の健全な発達に向けて、関係機関と連携しながら、発達相談の窓口として支援の充実に努める。 保育所や放課後児童クラブ等での多様なケースに応じながら的確な指導ができるよう、体制の充実に努める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	発達支援センター
29	教育相談センター事業	不登校児童生徒を支援する体制を整え、児童生徒の学校復帰を支援する取組。今後も対象児童生徒の円滑な学校復帰に向けて、支援体制を充実する。 市教育センター・発達支援センター相談員が教育関係者や保護者等からの相談支援を行うほか、研修会や講演会を開催して教員等のスキルアップを図る。 引き続き、相談対応や関係者フォローのため体制を充実する。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	学校教育課 発達支援センター

**基本目標2 家庭の子育て力が高まり、安心して子育てができる【子育て家庭の視点】**

**基本目標2－施策① 子育てを楽しく感じられる機会の確保**

取組		取組概要		
30	地域子育て支援センター事業 ★重点的取組	主に就園前の乳幼児とその保護者が気軽に遊べ、交流したり、子育ての情報交換をしたりできる施設を運営する。 「気軽さ」を確保した子育てに関する相談対応のほか、必要な情報提供や育児講座などを開催する。また、施設間の連携を緊密化し、各施設の運営の更なる充実を図る。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、民間事業者	推進	子育て支援課
31	子育てについての学習機会等の提供 ★重点的取組	子どもの育ちと親自身の成長を支援するため、ライフステージにあわせた学びの場（ハローパパママ学級、子育て支援センターでの育児講座など）を提供する。 また、保育施設と協力し、保護者会などでの子育て、歯科保健、食育、メディアとのつき合い方などの講演会や、親支援講座を開催し、育児不安の解消や仲間づくりの支援を行う。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	子育て支援課 健康づくり推進課
32	ブックスタート事業	幼少時からの感性の育みと、親子の心のつながりづくりを目的に、乳幼児健診時に絵本をプレゼントし、また、読みきかせコーナーも設け、読みきかせの方法を伝える。引き続き事業の充実に取り組む。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	子育て支援課
33	妊娠期からの育児支援 ◎母子保健計画	安心して妊娠・出産・育児ができるために、母子健康手帳の交付時の相談支援、ハローパパママ学級での育児体験、妊産婦・新生児訪問指導、産後ケア事業など不安・負担等を軽減するため、引き続き事業の充実に取り組む。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	健康づくり推進課
34	子育て情報提供の充実 ★重点的取組	子育てに関する市の情報や子育て関連情報、外出先で役立つ情報、保育所や認定こども園の情報、イベント情報等を情報誌、市ホームページ等、多様なメディア媒体を活用して情報発信を行う。情報発信にあたっては、わかりやすい内容になるよう努める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	子育て支援課

## 基本目標 2－施策② 子育て相談の充実、機能向上

取組		取組概要		
35	子ども家庭総合支援拠点（家庭相談事業） ★重点的取組	児童虐待の防止のため、専任の相談員を配置し、児童相談所、保育園、学校等の関係機関と連携し、また、子育て世代包括支援センターと一体となって支援や保護が必要な妊婦、児童等に対し相談、助言及び支援を行う。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	健康づくり推進課
—	子育て世代包括支援センター ◎母子保健計画 ★重点的取組 ※再掲	妊娠期から子育て期にわたる総合相談や切れ目のない支援を実施する。相談窓口の周知を図り、妊産婦及び乳幼児期の多様な相談に応じることができる体制の充実に努める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	健康づくり推進課
—	地域子育て支援センター事業 ★重点的取組 ※再掲	主に就園前の乳幼児とその保護者が気軽に遊べ、交流したり、子育ての情報交換をしたりできる施設を運営する。 「気軽さ」を確保した子育てに関する相談対応のほか、必要な情報提供や育児講座などを開催する。また、施設間の連携を緊密化し、各施設の運営の更なる充実を図る。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、民間事業者	推進	子育て支援課
—	発達支援センター事業 ※再掲	乳幼児の健全な発達に向けて、関係機関と連携しながら、発達相談の窓口として支援の充実を図る。 保育所や放課後児童クラブ等での多様なケースに応じながら的確な指導ができるよう、体制の充実に努める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	発達支援センター
—	教育相談センター事業 ※再掲	市教育センター・発達支援センター相談員が教育関係者や保護者等からの相談支援を行うほか、研修会や講演会を開催して教員等のスキルアップを図る。 引き続き、相談対応や関係者フォローのため体制を充実する。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	学校教育課 発達支援センター

### 基本目標 2－施策③ 特別な配慮を要する子どもや家庭への支援の充実

取組		取組概要		
36	ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭などに対しては、児童扶養手当の支給や医療費助成、ひとり親への就労支援などにより、生活の安定と向上を図る。今後も経済的な支援にとどめず、相談支援等、多面的なサポートを行う。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、国、県	推進	子育て支援課
37	障がいを持つ子への総合支援	障がいを持つ子どもやその保護者に対しては、各種手当や医療費助成その他負担の軽減など、経済的な支援に引き続き取り組む。また、子どもの将来を見据え、福祉サービスの提供や相談支援等、多面的なサポートを行う。医療的ケアが必要な子どもに対しては、保健、医療、教育・保育等の関係機関と連携し支援する。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、国、県	推進	福祉課 発達支援センター
38	子どもの虐待予防・対策の強化	児童虐待の発生防止、早期発見及び早期対応のため、妊娠期からの切れ目のない支援、体罰によらない子育て等の推進、体制の強化等を図る。また、関係機関で組織する要保護児童対策地域協議会を開催し、情報共有を図ると共に連携を強化し虐待の発生と重症化の予防に努める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、県児童相談所、警察	推進	健康づくり推進課
39	子どもの貧困対策	家庭の環境や経済的な状況によらず、全ての子どもが前向きな気持ちで夢や希望を持つことができるよう、就学援助事業や、幼児教育・保育の無償化、0～2歳児の家庭に対する保育料の負担軽減、子ども医療費助成、ひとり親に対する就労支援、相談支援体制の充実など、様々な支援を組み合わせた貧困対策に取り組む。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	子育て支援課 健康づくり推進課 教育総務課

### 基本目標 2－施策④ 多様化するニーズに対応できる保育サービスの充実

取組		取組概要		
40	特別保育事業	通常保育のほか、公立・私立保育所・認定こども園等で、乳児保育や一時預かり、休日保育などを行う。今後も引き続き、多様化傾向にある保育ニーズに対応する。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、保育所・認定こども園等	推進	子育て支援課

41	病児・病後児保育事業	<p>病氣中または病氣回復期の児童の適切な健康管理のため、専任スタッフや必要な設備を備えた施設に運営を委託し、一時的に保育を実施する。引き続きニーズをとらえながら、受け皿づくりと運営の充実に取り組む。</p> <p>また、保育所等の関係者と連携していく中で、必要な施設整備に対して支援を実施する。</p>						
		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>行動目標</th> <th>担当部署等</th> </tr> <tr> <td>市、私立保育所・認定こども園、医療法人</td> <td>推進</td> <td>子育て支援課</td> </tr> </table>	実施主体	行動目標	担当部署等	市、私立保育所・認定こども園、医療法人	推進	子育て支援課
		実施主体	行動目標	担当部署等				
市、私立保育所・認定こども園、医療法人	推進	子育て支援課						
42	広域入所保育事業	<p>保護者の就業事情や里帰り出産などに応じるため、本市の児童の保育を他自治体に委託し、または他自治体の児童の保育を本市で受託する。</p> <p>市内保護者の求めに的確にこたえる一方、各保育所と連携し、受入れ体制の充実を図る。</p>						
		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>行動目標</th> <th>担当部署等</th> </tr> <tr> <td>市、保育所・認定こども園</td> <td>推進</td> <td>子育て支援課</td> </tr> </table>	実施主体	行動目標	担当部署等	市、保育所・認定こども園	推進	子育て支援課
		実施主体	行動目標	担当部署等				
市、保育所・認定こども園	推進	子育て支援課						
43	ファミリー・サポート・センター事業	<p>地域の中で、育児の援助を行いたい人（提供会員）と育児の援助を受けたい人（依頼会員）が会員となり、保育所の送り迎えや一時的な預かり等、育児についての助け合いを行う会員組織を運営する。</p> <p>引き続き、会員の増加と質の向上に向け、事業の周知や提供会員向け研修の充実等、必要な改善を図る。</p>						
		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>行動目標</th> <th>担当部署等</th> </tr> <tr> <td>市、一般市民</td> <td>推進</td> <td>子育て支援課</td> </tr> </table>	実施主体	行動目標	担当部署等	市、一般市民	推進	子育て支援課
		実施主体	行動目標	担当部署等				
市、一般市民	推進	子育て支援課						

## 基本目標 2－施策⑤ 生活基盤の安定のための経済的支援の推進

	取組	取組概要						
44	児童手当支給	<p>子育て家庭における生活安定と児童の健全育成を図ることを目的に、国や県と連携して手当を支給する。今後も制度の趣旨を周知しながら、適切な制度運用を行う。</p>						
		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>行動目標</th> <th>担当部署等</th> </tr> <tr> <td>市、国、県</td> <td>推進</td> <td>子育て支援課</td> </tr> </table>	実施主体	行動目標	担当部署等	市、国、県	推進	子育て支援課
		実施主体	行動目標	担当部署等				
市、国、県	推進	子育て支援課						
45	児童扶養手当支給	<p>母子家庭及び父子家庭等の児童の養育者に対して、生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的に、国や県と連携して手当を支給する。今後も制度の趣旨を周知しながら、適切な制度運用を行う。</p>						
		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>行動目標</th> <th>担当部署等</th> </tr> <tr> <td>市、国、県</td> <td>推進</td> <td>子育て支援課</td> </tr> </table>	実施主体	行動目標	担当部署等	市、国、県	推進	子育て支援課
		実施主体	行動目標	担当部署等				
市、国、県	推進	子育て支援課						

46	幼児教育・保育の無償化	子どもたちに生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て家庭の経済的な負担軽減を図ることを目的に、国や県と連携し、保育所、認定こども園等を利用する子どもの利用料を無償化する。今後も制度の趣旨を周知しながら、適切な制度運用を行う。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、国、県	推進	子育て支援課
—	子ども医療費助成事業 ※再掲	疾病の早期発見と早期治療、子どもの健全育成を目的として、18歳までの子どもの医療費について費用を助成する。また、未就学児に対する通院費の全額助成（無償化）など、更なる拡充を図る。引き続き、事業の普及に努めながら、適切に事業を推進する。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	子育て支援課

### 基本目標3 地域の特色と活力を生かし、子どもと家庭を支える【地域の視点】

#### 基本目標3－施策① 地域の子育て応援体制づくり

	取組	取組概要		
47	子育てサークルの活動支援	子育て支援を行う市民サークルの育成とその活動の充実を図るため、自主的な活動への補助や、広報誌や市ホームページでの活動紹介などによる情報発信、サークル同士の交流機会の提供など、必要な支援に努める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、市民サークル	推進	子育て支援課
48	十日町市青少年育成市民会議	青少年の健全育成のために、地域・PTA・学校・公民館等と密接な連携を図るとともに、市民会議・地区育成会の活動を充実し、実践活動の展開や啓発活動を積極的に推進する。 今後も広く市民の総意を結集し、青少年の健全育成に努める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、十日町市青少年育成市民会議、一般市民	推進	生涯学習課
49	民生委員・児童委員、主任児童委員の活動	身近な地域で子育てを支援するために、市内9地区の民生委員児童委員協議会を通じて、民生委員・児童委員や主任児童委員の活動の充実を図る。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、民生委員・児童委員、主任児童委員	推進	福祉課 子育て支援課
50	防犯活動の推進	学校、家庭、地域、警察との連携・協力を密にし、スムーズな情報提供・情報伝達を行い、地域での防犯の取組を強める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、関係者	推進	学校教育課

—	ファミリー・サポート・センター事業 ※再掲	地域の中で、育児の援助を行いたい人（提供会員）と育児の援助を受けたい人（依頼会員）が会員となり、保育所の送り迎えや一時的な預かり等、育児についての助け合いを行う会員組織を運営する。 引き続き、会員の増加と質の向上に向け、事業の周知や提供会員向け研修の充実等、必要な改善を図る。				
		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>行動目標</th> <th>担当部署等</th> </tr> <tr> <td>市、一般市民</td> <td>推進</td> <td>子育て支援課</td> </tr> </table>	実施主体	行動目標	担当部署等	市、一般市民
実施主体	行動目標	担当部署等				
市、一般市民	推進	子育て支援課				
—	コミュニティ・スクール推進事業	学校・家庭・地域が一体となり、社会総がかりで子どもを育てることを目的にコミュニティ・スクールを設置し、学校の支援体制を構築するとともに小中一貫教育の推進を図る。				
		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>行動目標</th> <th>担当部署等</th> </tr> <tr> <td>市、保育所・認定こども園、小中学校</td> <td>推進</td> <td>学校教育課 子育て支援課</td> </tr> </table>	実施主体	行動目標	担当部署等	市、保育所・認定こども園、小中学校
実施主体	行動目標	担当部署等				
市、保育所・認定こども園、小中学校	推進	学校教育課 子育て支援課				

### 基本目標 3－施策② 社会全体で子育てを支える気運の醸成

	取組	取組概要				
51	ワーク・ライフ・バランスのとれたまちづくり	共働き家庭が余裕を持って子育てできる環境を整備するため、育児休業の取得を含め、ワーク・ライフ・バランスについて企業への情報提供や啓発活動を引き続き実施する。				
		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>行動目標</th> <th>担当部署等</th> </tr> <tr> <td>市、事業所</td> <td>推進</td> <td>企画政策課 産業政策課</td> </tr> </table>	実施主体	行動目標	担当部署等	市、事業所
実施主体	行動目標	担当部署等				
市、事業所	推進	企画政策課 産業政策課				
52	地域子育て応援カード（MEG03カード）事業	地域社会全体で3人以上の子どもや障がいを持つ子どもを養育する家庭を支え、地域で子育てを応援するという気運を盛り上げるため、「MEG03カード」を協賛店舗や施設で提示すると、お店で独自に設定している特典が受けられる取組を推進する。また、カード利用者と協賛店のメリット・デメリットを点検し、必要な改善を進める。				
		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>行動目標</th> <th>担当部署等</th> </tr> <tr> <td>市、事業所（店舗等）</td> <td>推進</td> <td>子育て支援課</td> </tr> </table>	実施主体	行動目標	担当部署等	市、事業所（店舗等）
実施主体	行動目標	担当部署等				
市、事業所（店舗等）	推進	子育て支援課				
53	子どもと子育てに関する意識啓発	子どもを含む全ての市民が子どもを権利の主体として尊重する社会づくりを進めるため、家庭、学校、地域、企業など社会の様々な場を通じて、「児童の権利に関する条約」の趣旨や内容の周知など、子どもと子育てに関する意識啓発に努める。				
		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>行動目標</th> <th>担当部署等</th> </tr> <tr> <td>市</td> <td>推進</td> <td>子育て支援課</td> </tr> </table>	実施主体	行動目標	担当部署等	市
実施主体	行動目標	担当部署等				
市	推進	子育て支援課				



### 基本目標 3－施策③ 子どもの安全の確保

取組		取組概要		
54	通学路等の整備	通学や園外活動等における児童生徒の安全・安心の確保のため、周辺の通学路等の安全点検を実施し、整備・改修等を関係機関に要請していく。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	教育総務課 学校教育課 子育て支援課
—	防犯活動の推進 ※再掲	学校、家庭、地域、警察との連携・協力を密にし、スムーズな情報提供・情報伝達を行い、地域での防犯の取組を強める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、関係者	推進	学校教育課

